

議会運営委員会記録

日 時	令和7年10月2日（金） 午前10時58分～午前11時39分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎円谷 憲人 ○塚本竜太郎 内田 博紀 後藤浩一郎 佐藤 浩 末永 康文 鈴木 清丞 林 伸司 松本 寛道 渡部 和子
欠席委員	なし
正副議長	議長 坂巻 重男 副議長 岡田 智佳
委員外議員	(傍聴) 伊藤 誠 小川百合子 小松 幸子 永山 智仁 武藤美津江 渡邊 晋宏 渡辺 裕二
説明のため出席した者	副市長（染谷 康則）

○

午前 10 時 58 分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 早速協議に入ります。

所管に関する事務調査の件を議題といたします。

資料 1 のとおり、この 3 項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、本日の本会議の進行についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 それでは、お手元の別紙の進行表に沿って御説明申し上げます。

まず、日程第 1 は、議案第 16 号から第 27 号までの決算議案 12 議案についてでございます。口頭による総務市民委員長報告、健康福祉委員長報告、教育子供委員長報告、建設経済環境委員長とそれに対する質疑をそれぞれ行っていただきます。

続きまして、議案の採決を行います。まず、討論通告のない第 1 区分に記載の議案第 18 号、第 19 号、第 21 号から第 23 号、第 25 号から第 27 号の 8 議案について採決を行い、第 1 区分は議案第 18 号、第 19 号、第 21 号から第 23 号、第 25 号は全会一致で原案認定、議案第 26 号、第 27 号は全会一致で原案可決及び認定となる見込みでございます。

続いて、その下の第 2 区分から第 5 区分の議案第 16 号、第 17 号、第 20 号、第 24 号の 4 議案については討論の通告があり、末永議員が第 16 号、第 17 号、第 20 号、第 24 号の反対討論、林紗絵子議員が第 16 号の賛成討論、渡部議員が第 16 号、第 17 号、第 20 号、第 24 号の反対討論、若狭議員が第 17 号、第 20 号、第 24 号の反対討論をそれぞれ行います。討論の後、区分ごとに採決を行いまして、議案第 16 号、第 17 号、第 20 号、第 24 号は、いずれも賛成多数で原案認定となる見込みでございます。

最後に、日程第 2 は所管に関する事務調査の件となります。

なお、閉会後に議員会総会を第 2 、第 3 委員会室で、議員会総会終了後に議会広報委員会を第 5 、第 6 委員会室で開催される予定です。本日の進行については以上でございます。

○委員長 では、このとおり本日の会議を進めますので、よろしくお願ひいたします。（私語する者あり）何か。

○末永 私の討論のところ取消しです。

○議事課長 全部。

○末永 全部、16 から 24 ね。討論するやつを ……

○委員長 討論なしということですね。

○末永 はい、なして。

○委員長 じゃ、事務局さん、ちょっとそこよろしくお願ひします。

○議事課長 承知しました。

○委員長 では、このとおり本日の会議を進めますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、決算に対する意見・要望についてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長 資料3のとおり、各常任委員会の委員長より令和6年度決算に対する意見・要望が報告されました。この取扱いについては、私から市長に送付する運びとなりますので、御承知願います。私からは以上です。

○委員長 次に、令和7年第4回定例会についてを議題といたします。

ここで議長より御発言がございます。

○議長 令和7年第4回定例会については、9月19日の議会運営委員会にてお決めいただきましたとおり、11月の28日から12月19日までの22日間となりますので、よろしくお願ひいたします。なお、質疑質問通告の提出期限は、開会日28日の10時とさせていただいておりますので、御承知おきください。私からは以上です。

○委員長 ただいま議長より御説明のあったとおり、次期定例会の会期日程については、11月28日から12月19日までの22日間となります。御承知おきください。

○委員長 次に、柏市議会ハラスメント防止条例施行状況協議・検討会の設置についてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長 柏市議会ハラスメント防止条例が制定されてから2年を経過しています。条例では、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めたときはその結果に基づいて所要の措置を講じるものとすると規定されています。そこで、条例の施行状況を協議し、所要の措置が必要か検討するために全会派から委員を選出した柏市議会ハラスメント防止条例施行状況協議・検討会の設置について提案させていただきたいと考えますので、皆様の御賛同をいただければ幸いです。なお、この検討会では、必要に応じて専門家の知見も得て進めていきたいと考えております。私からは以上です。

○委員長 ただいま議長から御説明いただきました柏市議会ハラスメント防止条例施行状況協議・検討会の設置について各会派の御意見をお願いいたします。

公明党さん。

○林 よろしいかなと思います。

○委員長 柏清風さん。

○後藤 結構です。

- 委員長 みらい構想かしわさん。
- 鈴木 賛成です。
- 委員長 日本共産党さん。
- 渡部 賛成いたします。
- 委員長 市民サイドさん。
- 松本 賛成です。
- 委員長 共創かしわさん。
- 佐藤 賛成です。
- 委員長 無所属の会さん。
- 末永 異議ありません。
- 委員長 では、ハラスマントに関する検討会を設置することといたします。
設置することが決まった検討会の詳細について事務局より説明願います。
- 庶務課長 資料5を御覧ください。まず、目的ですが、先ほど議長からもございましたが、この条例の施行後3年を経過した場合においてこの条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとするとあるため、検討会にて条例の施行状況を協議、検討いただくものであります。
- 次に、構成につきましては、過去の検討会の設置に倣い、議長の諮問機関とします。検討会の人数につきましては、会派の人数割合に応じて委員の選出人数を割り当て、かつ全ての会派に1人以上の委員を割り振らせていただき、11人といたしました。
- 今後のスケジュールの案ですが、委員の選任届を10月8日水曜日の正午までに御提出いただいた後、10月15日水曜日に委員の皆様に1度お集まりいただき、座長等の選出、今後のスケジュールの確認をいただきます。以上でございます。
- 委員長 ただいまの事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 御異議ありませんので、ではこのとおり検討会を設置し、協議、検討を進めることといたします。
- 委員の選任届を後ほどラインワークスにて各会派の代表の方にお届けいたしますので、10月8日水曜日の正午までに庶務課へ御提出ください。なお、第1回目の開催は10月15日水曜日となりますので、選出された委員の皆様にお伝えください。
-
- 委員長 次に、資料6、市民サイドからの申入れについてを議題といたします。
9月25日の議会運営委員会にて各会派持ち帰りとなっていました市民サイドさんからの申入れについて各会派の御意見を伺います。
- まず、公明党さん。
- 林 こちらの中で、1、2につきましてなんですが、そのほかはちょっとまとまりませんで、1につきましてはちょっと文言についていかがなものかなという、例

えばオンラインを原則とするともうオンラインが主体となってしまって、原則はやはりその場でみんなで集まってやっていくことが原則であって、そのほかそういう方法も可能とするとか、何らかのそういうふうな方向性であれば賛同できないことはないんですけども、今の段階ではちょっとこちらも継続して、否決とまではいきませんが、継続という形で。2番につきましても、委員長が認めるとなると、やっぱり議会という全体観に立ったときに議長も関わってくるかと思いますので、今すぐにこれに賛成というわけにもいかずに、文言等を考えていくんであれば継続して考えていったらどうかなという考え方でございます。以上です。

○委員長 ほかはまとまらずということですね。

柏清風さん。

○後藤 3から6についてはまとまりませんでした。1については、公明党さんと同じで、オンラインの活用を検討するとかという形にしていただければ乗れるかなというところです。2についても公明党さんと同じ意見でまとまりました。以上です。

○委員長 ですので、公明党さんと柏清風さんは、1と2に関してはオンラインを活用していこうみたいな話をしてることはいいけれどもということですかね。分かりました。

みらい構想かしわさん。

○鈴木 まず、全体からの話の中で、委員会視察は全員参加をすべきだと考えております。並びに、ただしオンラインの参加は認めるという考え方の立場であります。その観点からいいまして、1番の委員会の視察はオンラインを原則とするではなくて可能とすることと。であれば賛成できますと。それから、2点目は賛成です。3点目はこれは反対です。4番は反対です。5番は特に不参加とすることというふうに決めることに対しては反対です。6番も反対です。以上です。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 今出たのとほぼ同じなんんですけども、1番についてはオンラインも可能である、これを原則ではなく可能であるという文言でどうかなと思います。2については、私もちよつと継続して考えたいなと思っています。認める場合ってなったときに、実際現実的にちょっとどうなるのかというのがちょっとよく見えないところもあったもんですから、これ継続したいなと思いました。3、4については、そもそも委員会の視察も本会議ですか委員会質疑とか、いわゆる通常の議会と同じように公務の一環であるというふうに考えますので、病気ですとかやむを得ない事情とかで欠席することはあっても、やはり公務として捉えるべきだというふうに思います。つまり反対です。5番の執行部について私どもは不参加でいいと思っていまして、5番については賛成します。あと、6番については、経費の削減、無駄なところを改めるということには賛成ですけど、この文言では賛成はちょっといたしかねます。

○委員長 1番が文言ですね、可能とするということですね。2番が継続と。

市民サイドさんは何かありますか。よろしいですか。

共創かしわさん。

○佐藤 1番なんですが、オンラインを原則とすることをオンラインを可能とすることであれば賛成できます。2番は賛成できます。3番については、継続して検討していくのであれば継続して検討していきたいと思います。4番も同じく継続して検討していければと思います。5番も同じです。6番も最後の無駄な委員会視察は廃止すべきこと、ここはちょっと文言引っかかるんですが、前段については賛成できます。以上です。

○委員長 無所属の会さん。

○末永 この前段の文章、申入れについての文章、議員1人当たり10万円の経費削減につながるというんですけど、11万ですよね。違いますか。（「11万」と呼ぶ者あり）ここ11万ですね。それでは、今皆さんがあっしゃっているように、委員会の視察はオンラインを原則するって、相手市もあることなんで、原則こっちはオンラインだけといったって、受け入れないんじゃないですかね、相手市が、そういうことやらないところもあるから。そこは視察できないということになりますから、これはちょっと十分議論する必要があるんじゃないかなと思います。それから、2についても委員長が認める場合って、委員長がそんなに権限があるかどうかというのは問題なんで、それはちょっと継続して議論して、視察については継続して、全体を含めて、継続する必要が、議論する必要があるんじゃないかなと思います。それから、委員会の視察について現地視察が必要と考える場合は、必要最小限の委員を派遣って、それはじや誰をして最小限にして、それがまた参加者の報告があるのかどうかね。行けなかった人がどうなのか。だから、これはちょっと、委員会は先ほど渡部委員が言ったように公務であると同時に、やはり視察というものは大変重要だと思うんですよ、これはね。今やっていることの中身をやっぱり議論して、もうちょっと実のあるものにしなきゃいけないけども、やっぱり視察をなしにして、そして無駄だと決定づけるのはちょっとといかがなものかと思います。それから、4のところ、視察が必要ないと判断した議員は不参加とすべきって、それはそのために委員会で今度の視察はどこにしますか、どうしますかって議論しているわけですよね。そして、視察先を決めて、委員長、副委員長に一任する場合もあれば、希望を取ってここにしましょうってやっているわけですよね。それを必要がないと判断した議員は不参加とする。これは昔の言葉でカラスの勝手なんて言っていたけど、勝手なことをしていいということに捉えになるので、市民から見たらやっぱりきちんと先進市に学んで、様々な柏市の環境を整えるという意味では私は視察は重要であると思うんで、そのところ委員会で議論もした上で視察先を決めるというふうになっているわけだから、そこをしないというのはちょっといけないんじゃないかなと思いますんで、これはちょっと文言も含めて、これは違うんじゃないかなと思います。それから、委員会視察に執行部を不参加とするということですね。新人の議員さんを含めて、視察先で執行部の部長さんクラスと一緒に同一目線で相手市の先進市を学ぶと

いう意味では、私は意義があると思うんですね。だから、私はこれは行政も一緒に同じ目線で見てどうなのかなって、今度は夜御飯吃るのは個々人になりましたけども、そういうときにこうだな、ああだな言って議論もありますから、意義があると思います、ある意味じやね。だから、これも私はこういふことはいかがなものかと思います。それから、執行部に対して経費削減を求めるなら、まず議会が率先して経費削減に努めるべきだというんだったら、これは個々で議員歳費を10万円にすべきだとか言うんだったら分かるけど、視察をやめたからってどうこうじやない。その11万円以上の価値のあるもの、380万ぐらいですかね、それだけの価値のあるもの、36人行くからね、それだけの価値のあるものにやっぱり生み出していくという姿勢がなきやいけないんじやないかと思うんですよ、議員がね、それは。今回の視察は行くのやめようというのは、委員会で決めて行かないこともありますよね、それは。だから、そういうことの観点からいいたら、これは乱暴な言葉としか言いようがないと私は思うんですよ。無駄な委員会視察を廃止すべきだというのは、これまでずっと廃止してきましたよね。私も35年になりますけど、当初は委員間視察があったんですよ。委員会の視察以外に委員間視察もあったんです、それぞれ議員にね。それも廃止したわけですよ、それは。廃止して、今日の委員会で視察をするというふうにして、あとは政務調査費で視察することができるとしちゃっているんですけど、委員会の視察は私は大変重要であるし、もっと実のある視察をきちんと入念に、たった1時間半ぐらいで終わるんじやなくて、相手市もありますけども、1時半からだったら4時頃、4時半頃まではやる、3時間ぐらいやるとか、そういうことをしないといけないんじやないって。そういうことの議論をしっかりやることが大切じゃないかなと思うんですよ。だから、今までの委員会が無駄って思うことが私はちょっと乱暴過ぎるんじやないかと思います、私の意見ではね。これまでの経験からいふと。そんな乱暴な、無駄なことを今までやっていたって、じゃどこが無駄なのかなって聞きたいんですよ。どういうところが無駄だったのかというのをね。だから、私は委員会視察のときに一番言ったのは、宴会するのはやめようって、酒飲むのはやめようってずっと言ってきた。酒も飲まなかつたですしね、私も。だから、そういうのやめようって言ったら、今年の委員会からありませんよね。個人個人で食事しなさいとなりましたよね。私それいいことだと思うんですけど、改善したというのは、だからそういうふうにえていっていろんなことをするんだつたらいいけども、視察そのものが無駄だというのは決定づけるのはいかがなものかなって思います。どこが具体的に問題なのかを明確にしていただければ幸いです。以上です。

○委員長 まず、3、4、5、6については一致しませんでしたので、従前どおりといたします。2については、継続して議論をという意見がおおむねのところだったと思いますが、こちらは継続協議ということでおろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 では、引き続き2については継続してまいりたいと思います。

1については、文言を可能とすることということに変えるということでいかがかという意見と、あと無所属の会さんはもう少し議論をしたいということだったんですが、まず市民サイドさんはここを可能とするということになることに関してはどうですか。

○松本 不満です。

○委員長 無所属の会さんは、引き続き議論をしていったほうがいいということですね。

○末永 どうしてもそこは行きたいけど、体調不良だとかいろんなことで行けないし、オンラインにしてくれないかということについてはいいけど、基本的にオンラインしかないよというのは、それはちょっと駄目だね。

○委員長 では、おおむねのところで言いますと、オンラインを活用することに関しては反対ではないけれども、オンラインがメインとなるのはちょっといかがなものかというような意見のところで、引き続きどういったやり方があるのかとかというのを継続していく方向でいかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、1番と2番に関しては、引き続き議会運営委員会で議論していくことといたします。

○委員長 次に、資料7、無所属の会からの申入れについて、こちら9月26日付のものを議題といたします。

末永委員より説明をお願いいたします。

○末永 これは、ハラスメント条例、22日に私ハラスメントについて問題提起をしたんですけども、中身によると条例見ますと不備があるので、条例が機能しない条例であれば抜本的に見直してほしいと。今回議長から提案先ほどあって、やりますというんで、それは了解しました。ここで起きるのは、議長の聞き取り判断をした後には、やはり専門家、大学の先生やハラスメントに詳しい専門家、これらで受けた議長が予算を持ってちゃんとそういう人たちの話を聞く、あるいは弁護士から聞くというようなことをしてほしいという趣旨です。3については、議長に研修や議員研修について予算が必要になってくるので、その予算措置をすべきだと。予算がありませんよね。聞くところによると議長35万しか予算がないというんで、これは新しい予算で予算編成来年からでもいいから予算をきちんと取って、少なくとも議長が招集して専門家の方の研修したり、議員同士のディスカッションしたりすることも大切じゃないかなと思うんで、ぜひそうした措置を取っていただきたいということです。以上です。

○委員長 ここで議長より御発言がございます。

○議長 ただいま無所属の会さんからの申入れの件ですけども、項目1につきましては日本共産党さんから同様の申出があり、9月19日の議会運営委員会の協議の結果、各会派の意見がまとまらず、現状のまとまとることで決定したとの認識をして

おります。項目2につきましては、先ほど検討委員会の設置についてお伝えしたところでございますので、申入れの内容も含め、検討委員会の中で協議をしていただければと思います。私からは以上です。

○委員長 ただいま議長から御発言がございました項目1については、先日の議会運営委員会にて結論が出ておりますので、改めて協議はしないこととすること、項目2については先ほど検討会を設置した上で協議していきたいとの議長御発言のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、そのとおりといたします。

○委員長 次に、資料8、無所属の会からの申入れについて（9月30日付）を議題といたします。

末永委員、御説明をお願いいたします。

○末永 議会運営委員会で申入れしたときにまとまらずって却下していますよね。そうじゃなくて、引き続き議論をして、よりよいものをしてほしいんですよ。そのために、イ、ロ、ニ書いてありますが、現行の会派割りを報告欄を発言者割りにすること、それから現行の一般質問欄の写真掲載を改め、写真を掲載すること、委員のオブザーバー参加を認めること、委員外発言も認めること、例えば少数会派の意見も十分入れて、よりよい議会報を作っていただきたいと。そういう意味では、2人会派の方は参加できていないわけですね。そういう方も認めるというような広報委員会にしていただきたいことを議論することをしていただきたいことを申し入れたわけです。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ここで議長より発言がございます。

○議長 ただいまの無所属の会さんからの申入れですが、イとロにつきましては先日本共産党さん及び無所属の会さんから同様の申入れがあり、各会派の意見がまとまらず、現状のまととすることで既に結論は出ております。しかし、その際各会派の皆さんから御意見ありませんでしたが、紙面の内容のことでのありますので、私としては議会広報委員会で改めて検討いただいてもいいのではないかと考えています。しかし、今定例会の分につきましては、既に作成作業が進行しておりますので、紙面を変更する場合でも次回の12月定例会分からとすることが望ましいと私考えておりますので、いかがでしょうか。（「私に言ったんですね。申入れ者に」と呼ぶ者あり）いや、今言ったのは、私が12月からでいかがでしょうかって。そうしますと、そうしてほしいと。だから、それは広報委員会でそれを含めて検討してほしいと、12月議会でと。今からじゃなくてね、12月議会からということで検討をしていただければと。

○末永 議長から折衷案が出たので、そのことについては広報委員会で議論、私も広報委員長ですので、議論したいと思います。しかし、今までの経過をずっと調べ

てみますと、皆さん、御存じですか。広報かしわは、20万3,000所帯なんです、柏市の所帯が。何枚刷っているかといったら20万8,000枚印刷しているんです。印刷を20万8,000枚。柏の議会報幾ら配付しているか御存じですか。皆さん分からんだと思いますよ。7万8,000枚しか発行していないんですよ。そして、新聞折り込みを5大新聞プラス赤旗新聞に入れているんです。1,600部の配送をしているんです。予算は、1回分で印刷代が百何万かな、あとは配送する代が六十何万ですかね。ということで、私若い議員さんに聞きましたら、新聞取っていないから議会報が入らないというんですよ。新聞取っている人しか議会報入っていないんですよ。それでよしとできますか。それじゃ議会のこと分からんじゃないですか。だから、私は、写真も入れたり、部数も含めたり、もう一回広報委員会だけじゃなくて議会運営委員会でも認識していただいて、これじゃ投票率も低いし、議会で何やっているか分かりませんよね。私なんかも新聞取っていても、広告挟まっているから、広告をばってやるから、その中に挟まっていたらもう見ませんよね。だから、そういうことも含め、議会報がどうあるべきか、どうしなきゃいけないか、市民の全員にやっぱり渡るという、今の配付状況を改めて個々配付するとか、あるいはあらゆるところ置くとかしなきゃいけませんね。広報かしわは、近隣センターも置き、それからコンビニも全部置いているんですよ、いろんなところにね、置いているんです。だけど、議会報はファミリーマートだけです。41店舗置いているだけです。あとは全部置いていないんですよ。近隣センターは10部から20部ぐらい置いているだけ。もう全くこれじゃあまりにもひどいなと思いました。したがって、予算もきちんとして、きちんと議会がどうあるべきかって、二元代表制ですから、当然私は発行枚数も含めて全所帯に行くような形をすべきだと思います。これは経費の削減とかなんとか問題じゃありませんよね。知らせることが大事ですから、そういうことをすべきだと思います。以上です。

○委員長 議長、よろしいですか、発言の途中でしたけど。

○議長 今の末永委員の発言は今あったことで、ここで提案していることは紙面をどうするかということでしたよね。だから、紙面に関しては、今議会は難しいので、12月議会からということで広報委員会のほうで検討をしてくださいと、それでお願いしたわけです。あの配付方法はまた別な問題だと思うんですよね。それはまた改めて協議していただければよろしいかと思いますけども。

○委員長 それでは、申入れの（私語する者あり）何の話ですか。どうぞ。

○渡部 私もぜひこういった改善を広報委員会の中でしっかりとやっていただきたいと思います。9月議会、本来間に合えば9月からと思いますけれども、時間的なこと、あと市民に届く時間がちょっと遅くなったりということも懸念されるので、12月議会から反映されるようにしっかりと広報委員会で議論していただきたいと思います。今の全戸配布のことについては、柏市の広報の効果を見て検討するというのが私は到達点だったと思います。ですから、どこかの時点ではもう一度検討されることを願いますが、それはまた改めて申入れをしたほうがいいのかちょっとあれなん

ですが、今回はこの件については賛成しますし、しっかり委員会の中で議論してほしいと思います。以上です。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 紙面の問題は、広報委員会で決めてもらってよいことだと思っています。前からそう思っていたんですが、一々議運に持っていくて決めなきやいけないというのではなく、何か変だなと思います。広報委員会のほうでよく話し合ってもらって、議運通さなきやいけないというんなら出してもらって、そこは尊重して決めていくのがよいのかなと思います。以上です。

○委員長 共創かしわさん。

○佐藤 同じく質問なんですけど、そもそもこのイとロは広報委員会で決定する案件なのか、議会運営委員会で決定する案件なのか、そういうことについての議会規則であるとか、申入れ前例というものは現状ではどういうふうになっているんですか。

○委員長 今のところ予算が関わるような、予算のこと等は議会運営委員会で、紙面に関しては広報委員会でというのが私が議長のときにあった申合せであって、今回出でていていることに関しては委員会でやってもいいということを議長がおっしゃっているという状況ですね。

○佐藤 例えば写真を掲載すると、その紙面を作るに当たって予算というか、金額が変わるというような場合は、やっぱり議会運営委員会にかけなきやいけない、そこまで細かいことは問わないよというのは……

○委員長 その辺はどうですか。

○議事課長 写真を入れる、入れないぐらいでしたら予算は関係なくできるかと考えております。1ページ増やすとかってなると予算が関係してくるので、そこはちょっと議運のほうで議論いただくことになるかなと考えております。

○委員長 どうぞ。

○末永 今議運でやることじゃないんじゃないかという議論がありましたね。私もそう思うんですよ。広報委員会でやればいい、こんなのは何もここに上げる必要ないと思うんですよ。だけど、事務局含めて議運でこれ出したことについて却下されたから、そんなことできませんと言うから、再度上げたんですよ、これは。だから、議運でそういう細かいことまで却下しておいて、今度上がっててきたらそれは広報委員会でやれというのは、それは乱暴過ぎませんか。だから、私は、その程度のことは広報委員会で議論して決めりやいいことじゃないですか。写真を載せるとか、あるいは全体の紙面のキャバは変わらないけども、それを発言者だけの報告にすると。発言しない人については、会派割りで大きく回ったりしていますよね。それは発言する人が平等にやればいいじゃないかと言っているんです。そういう広報委員会の発言した人の報告だからすりやいいのに、それを会派が大勢いるから会派割りで、枠が違うんだと言うから、それは違うんじゃないかという提案をしているんですよ。だから、会派多いところは大勢いるけど、発言遠慮しているんだから、その分の枠

をよこせと言っているわけですね、今は。そういうふうになっているんですよ。だけど、6人いた会派で5人が発言したら、もう狭くなった状態なわけですよね。今みんな7人、6人というのは多く会派がなっているわけですよね。そしたら、発言者割りにすれば何も問題ないでしょうと。ただし、3月議会は会派討論するから、会派割りでいいですよという議論を提案しているんですよ。ところが、それすら認めないで、議運で却下されているんだから、そんなことは認められないと言うから、改めて出しているんです。だから、そのところきちんと議運で整理して、いや、そうじゃなく広報委員会でやってくださいと、まとめてくださいというんでは、それは多数決になるかもしれませんけども、まとめるしかありませんよね、それは。だから、そういうことをまとめて私は出したいと思うんですけど、そういうことを輪っかをはめているから、輪っかを外してくださいと言っているんです、これは。分かりますか。だから、12月議会については議長から言わされたから、それは分かりましたって、それは。それはまた議論しますよと。ただ、だけどそれは広報委員会で議論しろよと、輪っかを外すからちゃんと議論して決めなさいよというんなら、それは決めましょうというんですよ。

○委員長 では、先ほど議長から御発言がありましたとおり、12月以降の議会だよりの紙面について広報委員会でお話しいただくということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それと、申合せニについては、前回の申入れにありませんでしたので、各会派に持ち帰りの上、協議いただくことといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、さよう御承知おきください。

次回の議会運営委員会で協議いただきますので、各会派にて御協議いただくようお願ひいたします。

ここで議長より御発言がございます。

○議長 私から申入れについて改めてお願ひいたします。申入れの期限は、先日もお願ひしたところですが、会議直前の申入れとなると私の方で内容を確認する時間もないことから、議会運営委員会を開催する日の土日を除いて2日前の午後3時までに事務局に提出をお願いしたいと思います。また、申入れについては、先例により一旦結論が出たことについては状況の変化がない限り任期中の4年間で同じ内容の提案はしないこととなっておりますので、事前にしっかりと確認していただき、申入れに臨んでいただきたいと思います。以上です。

○委員長 ただいま議長から御発言がございましたとおり、議会運営委員会で取り扱う申入れについては、会議の予定日の2日前の午後3時までに提出いただくことでお願ひいたします。

○委員長 次に、議員控室についてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長　去る9月30日の各派代表者会議におきまして議員控室の議長案をお示しし、御協議をいただいたところ、各会派の了承を得ましたので、御報告いたします。また、詳細につきましては事務局より説明いたします。議員控室について事務局より説明をお願いいたします。

○委員長　お願ひします。

○庶務課長　資料9を御覧ください。資料につきまして、8月22日金曜日に行われました議会運営委員会において議員控室について御協議いただいたところですが、その後に会派の異動等がございましたため再検討したものとなっております。変更前の控室から形状を変える箇所3点を申し上げます。1つ目は、柏清風さんの控室内の柱から窓に向かって壁を設置して部屋を区切り、新たに生み出した市民サイドさんの控室側の部屋、⑦番ですけれども、こちらをみらい構想かしわさんの控室といたします。2つ目は、この⑦番の部屋に新たに洗面台を設置いたします。3つ目は、柏清風さんの控室の新たな出入口を現在の控室の入り口を正面に見て左側の壁の一部を撤去して設置いたします。形状変更は以上です。共創かしわさんの控室は、現在みらい構想かしわさんが使われている控室、①番といたします。8月22日に議会運営委員会で決定された①番の部屋と②番の部屋の間の壁、②番の部屋と③番の部屋の壁の移動は行いません。無所属の会さんには現在の無所属さんの部屋、③番をお使いいただくものです。部屋の移動は、壁の設置工事が終了した後に行っていただきますので、控室が整うまでの間はみらい構想かしわさんは①の部屋を、共創かしわさんは⑨の部屋を控室として暫定的に御使用いただければと思います。以上でございます。

○委員長　議員控室については、さよう御承知おき願います。

○委員長　以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時39分閉会